

那須塩原市条例第 4 1 号

那須塩原市税条例の一部を改正する条例

那須塩原市税条例（平成 1 7 年那須塩原市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（入湯税の特例）

第 2 5 条 令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に限り、第 1 4 3 条第 1 号又は第 2 号の規定により課する入湯税の税率は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する額に次の各号に掲げる宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) 1 0, 0 0 0 円以下 5 0 円
- (2) 1 0, 0 0 1 円以上 2 0, 0 0 0 円以下 1 0 0 円
- (3) 2 0, 0 0 1 円以上 2 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の那須塩原市税条例附則第 2 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の入湯（同日前から引き続き利用している鉱泉浴場における同日の入湯を除く。）について適用する。